

# ○共立蒲原総合病院使用料及び手数料条例

〔平成24年3月27日〕  
〔条例第3号〕

改正 平成26年3月26日条例第1号

令和元年6月6日条例第2号

(目的)

**第1条** この条例は、共立蒲原総合病院（以下「病院」という。）の使用に関する使用料及び手数料の徴収等について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料及び手数料の額)

**第2条** 病院を利用する者は、使用料及び手数料を納めなければならない。

2 使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項及び第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額とする。ただし、他の法令の規定によって診療を受ける者又は協定その他の特別の定めのある者に係る使用料及び手数料の額は、当該法令又は特別の定めに定めるところによる。

3 前項以外の使用料及び手数料の額は、別表第1のとおりとする。

4 前2項の規定により算定した額の合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料及び手数料の徴収)

**第3条** 使用料及び手数料は、法令に定めがあるもののほか、通院患者及び駐車場利用者についてはその都度徴収し、宿舎使用料については給与にて徴収し、入院患者については毎月の末日までの分を翌月の指定した期日までに徴収する。ただし、その間に退院する者は、その日までの分を退院の際に徴収する。

(減免又は徴収猶予)

**第4条** 管理者は、必要と認めるときは、使用料及び手数料の減免又は徴収猶予をすることができる。

(債権の放棄)

**第5条** 管理者は、第2条に規定する使用料及び手数料に係る債権について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該債権の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く）。

- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び他の債権に優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。
- (3) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、管理者が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

（委任）

**第6条** この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（共立蒲原総合病院条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 共立蒲原総合病院条例（昭和35年共立蒲原総合病院組合条例第12号）

(2) 共立蒲原総合病院駐車場条例（平成8年共立蒲原総合病院組合条例第1号）

（経過措置）

3 この条例の施行の日前において前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により納付すべきであった使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月26日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月6日条例第2号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条第3項関係）

種別	単位	金額	適用
文書料			
診断書			
死亡診断書	1通につき	2,200円	2通目以降は、1,100円とする。
生命保険診断書	1通につき	4,400円	入院及び外来に係るものは、それぞれ左記の金額とする。
自動車損害賠償責任保険診断書	1通につき	4,400円	
年金診断書	1通につき	3,300円	中学生以下のものについては、550円とする。
その他の診断書	1通につき	2,200円	
証明書			
自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書	1通につき	3,300円	入院及び外来に係るものは、それぞれ左記の金額とする。
その他の証明書	1通につき	1,100円	
意見書	1通につき	2,200円	
死体検案書	1通につき	5,500円	
面談料(30分以内の場合)	1件につき	3,300円	
" (30分を超える場合)	1件につき	5,500円	
死体検案料	1体につき	11,000円	時間外は、3割増しとし、休日及び深夜にあっては、6割増しとする。
死後処置料	1体につき	3,300円	複雑な場合は、2,200円加算する。
保険外併用療養費(初診のもの)	1件につき	1,320円	他の保険医療機関等からの文書による紹介により来院した場合及び緊急その他やむを得ない事情により来院した場合を除く。
" (再診のもの)	1件につき	935円	時間外診療加算対象外のもの
診察券再発行手数料	1枚	220円	
自動車駐車場使用料	1時間	100円	最初の1時間経過後は、30分毎に50円とする。ただし、外来患者を除く。 入院患者の家族で付添許可を受けた者に限り1箇月につき1,000円とする。
室料			
本館			
特別室	1日につき	8,800円	
個室	1日につき	4,400円	
2人室	1日につき	2,200円	
新館			

特別室	1日につき	16,500円	管理者が別に定める額
個室	1日につき	8,800円	
2人室	1日につき	4,400円	
付添ベッド使用料	1日につき	165円	
付添寝具使用料	1日につき	165円	
その他のもの			

(注)

- 1 「時間外」とあるのは、共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年共立蒲原総合病院組合規則第2号）第1条の2に規定する勤務時間以外の時間（休日及び深夜を除く。）をいう。
- 2 「休日」とあるのは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日まで（深夜を除く。）をいう。
- 3 「深夜」とあるのは、午後10時から翌日の午前6時までをいう。